

## I. 里親開拓運動（愛の手運動）

### 【里親開拓に関する事業】

28年度は養子希望の子どもの掲載が圧倒的に多く、問い合わせは前年度より増加している。発達の遅れや病気等、特別な配慮が必要のない子どもはだいたい決まっているが、例年通り何度も掲載されている高齢の男児や発達に遅れがみられる子どもがなかなか決まりにくい状況である。ここ数年、マッチング数が20件に満たなかったが、28年度は、29年2月末現在で22件であり、かなり回復した。なかなか希望の手が挙がらない子ども達が家庭に行けるチャンスがあるように、29年度も引き続き里親増強対策を考えていく。

各県の里親研修会や児童相談所職員研修会等に講師として招かれた際には、協会への申込みについての説明や研修の紹介、案内に力を入れている。協会経由で委託をしたことのある全国の児童相談所へは、「養子を育てたい夫婦のための連続講座」の案内を送付しており、新規登録里親の紹介に結びつけていきたい。

### 【児童相談所里親担当者連絡会・学習会の継続】

大阪の子どもを委託している全国の児童相談所の里親担当者の連絡会、学習会をおこなっている。里親制度、養子縁組を進める中での関心事を取り上げながら、それぞれの経験を共有し、里親委託推進に向けての意見交換ができる場にしたいと考えている。29年度は、30年2月8日（木）、9日（金）の日程で開催予定である。

### 【週末里親事業について】

大阪市週末里親制度は、29年7月で23年が経過する。子どものタイプや週末里親希望者の子育て経験の有無に応じた関わりが求められている。高齢児や、発達障害、知的障害のある子どもには、週末里親が決まりにくい傾向もあり、課題となっている。27年度に改訂した「週末里親Q&A」を活用し、より丁寧にわかりやすく制度について伝えていけるよう努めたい。

#### (1) 週末里親懇談会と研修会の検討

週末里親懇談会として4月に、週末里親同士が日頃の活動を共有できるように開催している。週末里親対象児の背景や環境が複雑になっている状況があり、週末里親に対しても研修の機会を設けようと、24年度より9月の懇談会を研修会として位置づけることにした。

28年度は、児童福祉施設や里親等、社会的養護から巣立った子ども達の居場所として、大阪市東住吉区で活動しているサロン・ド・ソワレの竹内氏に、施設退所後、子ども達はどんなことに困ったり、悩んだりしているのか、施設を出る前にどのような経験をしていくと有効なのかについて、話していただいた。参加者からは有意義な研修会であったという声が多く、その後、サロン・ド・ソワレに見学や相談に行かれた週末里親もおり、つながりも広がっていった。社会的養護を巣立ったあとの子ども達の状況について関心のある週末里親は多く、29年度も有意義なものになるように研修会の開催を検討していきたい。

24年度より、新たに週末里親の活動を始める家庭には、活動の心構えや課題を伝える「週末里親のしおり」を手渡して理解を求めてきており、引き続き活用していきたい。

## (2) 週末里親制度の説明会開催やチラシ配布による普及の強化

週末里親登録家庭を増やすため、制度についての説明会を29年度も開催する。参加者が興味を持ってくれるような内容を検討し、また、これまでは協会事務所のあるセンターでの開催だったが、集客力のあるショッピングモール等の場所で説明会を開催する等、新たな形態での開催を検討していきたいと考えている。

## (3) 新規週末里子の開拓

里親支援専門相談員が児童養護施設や乳児院に配置され、子どもにとって週末里親との関わりが必要と判断されるケースを積極的に挙げてくるようになった。親の面会はあっても、外泊の機会がない子どもが増えているという施設の声もあり、対象を拡大するべきかどうか、引き続き検討していく。

## Ⅱ. 里親・里子の研修と親睦の行事について

### 【里親・養親のための研修】

#### (1) 養子を育てたい夫婦のための連続講座

28年度は、大阪府養子縁組支援機関事業の受託を受けたことで、養親講座が大阪府の養子縁組里親登録のための事前研修に位置づけられた。それによって、受講者の増加が見込まれたため、前年度より開催回数を1回増やし、6月、9月、12月、3月に連続3週の土曜日に開催した。

以前は定員を大幅に超えて受講してもらおうことになってしまっていたが、開催回数を増やしたことで、定員を大幅には超えることなく受講してもらえるようになり、ワークやディスカッションもやりやすくなった。講座では、その場の活気があるにも関わらず、その後の具体的な子どもへの申込みにはつながりにくく、申込みへつながっていくようなフォローを29年度も行いたい。講座で出会った受講者同士が、子どもを迎えた後に親子で交流していることも度々聞かれるので、同じ立場のもの同士がつながっていくきっかけとなるようにサポートしたい。

#### (2) 養親ゼミナール

28年度に初めて開催した養親を対象にした「養親ゼミナール」は、毎回テーマを変えて隔月で開催した。「真実告知」や「ルーツ探し」、「思春期」などをテーマにしてきたが、どのテーマも関心は高く、今回受講できなかった養親から次年度も開催して欲しいというニーズがあった。29年度も同様に、テーマを考えながら隔月で開催していきたい。「養親ゼミナール」は大阪府の養子縁組里親の課題別研修、更新研修（行政説明の講義をプラスしている）として位置づけられている。

#### (3) 発達障害のある（あるかもしれない）中高生の養親のためのペアレントトレーニング

28年度に開催した「養親ゼミナール」で、『発達障害のある（あるかもしれない）子どもをほめて育てる』というテーマで畿央大学の古川恵美准教授に講義をしていただいた。その際に、参加した養親より、継続して古川准教授からペアレントトレーニングを受けたいと希望があったため、29年3月より、発達障害のある（あるかもしれない）中高生の子どもを持つ養親5組をグループ化し、連続5回でペアレントトレーニングを行うことになった。この会を発端として、別年齢の子どもや別の課題を持つ養親の会のグループ化も検討していきたい。

### 【親睦の行事について】

#### (1) ふれあいキャンプ

小学1年生以上の子どもだけのキャンプである。大阪南Y M C Aの応援を受けておこ

なう。29年度は8月22日～24日に徳島県にあるYMC A阿南国際海洋センターにて海のキャンプへ行く予定である。YMC A、毎日新聞大阪社会事業団より助成をいただいている。

#### (2) おやこDEうんどう会

協会の主催となって19回目を迎える。親子で参加できる競技を毎年考えている。27年度より、第一工芸株式会社の有志の会がお手伝いくださることになった。10月下旬か11月上旬に開催する予定である。公益財団法人大阪コミュニティ財団ふれあい基金、しんくみピーターパンカード寄付金などを活用させていただく。

#### (3) JBクラブ

平成18年度に始めた里親子の交流の場「JBクラブ」を、月1回継続して実施する。子どもと一緒に遊ぶ場に、やがて地域での養親同士のつながりに発展するよう援助したい。引き続き、公益財団法人大阪コミュニティ財団ふれあい基金のご支援でおこなう。

昨年まで、JBクラブの「OB・OG会」として、小学生以上の親子が集まって交流できる場を夏休みに企画していたが、参加人数が少なかったため、28年度は開催しなかった。特に、開催を希望する声もあがらなかったため、29年度も開催は見送る。

### Ⅲ. 広報活動の拡大・充実

#### 【ホームページの継続】

11年3月18日に大阪事務所のホームページを開設し、丸18年が経過する。29年2月末現在、52万件をこえるアクセスがなされている。インターネットで情報収集をして、協会のホームページを閲覧したり、メール相談をした上で来所する申込者が多い。28年度に引き続き、ホームページをより見やすいものにしていくこと、検索エンジンで上位に表示されることを目標にしたい。

また、24年度よりフェイスブックページを開設し、毎日新聞社ホームページの「愛の手」記事欄へリンクを貼ったり、里親制度に関するイベントの広報、日常の協会活動などについて定期的な発信を心がけている。フェイスブックページを見た人からイベント参加の申込みもあり、機関紙とは違う形での広報手段となっている。29年度もホームページと併用して活用していきたい。

#### 【広報のための企画】

里親制度について説明したリーフレットを随時増刷し、大阪府下の行政機関、公共施設、大阪府下に活動拠点を持つNPO団体等、府民に配布する機会のある団体があれば随時発送していく。新たな広報先を開拓し、引き続き里親開拓及び広報をおこなっていききたい。

#### (1) タウン誌、交通機関への広告

26年度、27年度、28年度に日本財団より広報にまつわる助成金をいただき、大阪市内中心部を走るバスのパッケージ広告、タウン誌や交通機関への広告掲載をおこなってきた。29年度も日本財団より広報宣伝にまつわる助成を受けることが決まったため、たとえば、クリスマスシーズンにJR環状線の女性専用車両に、親を求める子どもがいることを訴える広告を出すなど、利用客の心を揺さぶるような広告掲載を検討していきたい。

#### (2) 里親いろいろ応援団の協力

行政と連携しながらの里親制度周知については、20年度に立ち上げた大阪市里親施

策推進プロジェクト会議に引き続き参加予定である。そのプロジェクト活動として、21年度より始めた、市民ボランティア「里親いろいろ応援団」は9年目となる。事務局は引き続き協会が担ってきているが、大阪市プロジェクト会議に出席してもらったり、少しずつ応援団メンバーの活動が自立したものになるように体制作りを行っていきたいと考えている。ショッピングモールでの普及啓発イベントや、里親応援フェスタを企画している。また、継続的に新たなメンバーを募集し、応援団員の増強と組織化を図っていききたい。

#### 【「あたらしいふれあい」の発行の継続】

大阪府共同募金会の助成を受けるべく申請中である。毎月1回3500部（うち約3000部を発送）の発行を継続する。血のつながらない親と子が親子関係を構築していく過程や思春期の葛藤等は、血縁親子のよりよい関係にも通じると考えられる。協会が培ってきたノウハウや養親、養子の姿を、分かりやすい形で市民にも伝え、里親制度への理解を深めていきたい。

第3種郵便の適用を受けている関係上、原則として有料でなければならず、個人、購読会員をさらに増強し、安定した発行を目指したい。

封筒印刷機が使用不能になったため、しんくみピーターパンカード寄付金を一部活用し、新しい機械を購入したい。

#### 【「育てる」の発行】

神戸事務所と一緒に機関誌を年1回発行する。個人・団体会員と里親、関係機関、施設、全国の児童相談所に送付する。

#### 【各種パンフレットやポスターの作成と配布】

協会活動一般・「会員になってください」・週末里親についてのリーフレットは現行のものを随時増刷し、公共機関等にチラシを設置するなど、里親制度の広報に努めたい。

#### 【愛の手街頭キャンペーン】

5月の児童福祉月間と10月の里親月間には、恒例になった大阪駅前での街頭キャンペーンをおこなう予定である。5月18日（木）に大阪曽根崎ライオンズクラブのご協力を得て、里親制度の趣意書を付けた玩具を配布予定。10月の日程は未定。

### IV. 活動資金の調達とPR活動

#### 【会員の増強】

会費は協会の活動資金としてなくてはならないものであり、大阪事務所は、特に個人会員の増強に努力してきた。会員増強のため、年次総会の案内送付時に、里親や関係個人、関係機関にも、会員としての協力を呼びかけたい。書籍発送時にミニパンフ「会員になってください」を同封したり、講演やイベント時に機関紙「あたらしいふれあい」に会員募集を呼びかけるチラシを挟み込んで配付したりするなど、PRを行っている。29年度も引き続き、会員増強を目指していききたい。

#### 【寄託者の増強】

25年度より、公益社団法人となり、寄付金について寄付控除が適用されるようになった。協会使用の封筒に、寄付控除の対象団体であることを記載するなど、さらに周知に努め、新たな寄託者の開拓をおこなっていく。

#### 【「ふれあい文庫シリーズ」、絵本等の増刷、PR】

「ふれあい文庫シリーズ」を、協会での研修会開催時や各地の里親研修会等の講演時

に紹介したり、ホームページ上でのPRもしている。29年度は、日本財団の助成を受けることが決まったため、残部が少なくなっている『うちあける』『親子になる』を適宜、改訂し、増刷していく予定である。また告知の絵本『ふたりのおかあさんからあなたへのおくりもの』については年間通じて注文がきており、今後も引き続きPRしていきたいため、増刷予定である。

#### 【各種助成金への申請】

各種助成金やライオンズクラブ、ロータリークラブのアクティビティに申し込み、必要な経費の援助を依頼したいと考えている。

#### 【今宮戎でのアメ売り】

活動資金の調達としては、なくてはならない活動である。多くのボランティアに支えられ、3日間を乗り切ることができている。もともとの飴の仕入れ量が減っているため、他の飴や福豆、チョコレートなど別の商品を検討し、28年度以上の売り上げを得られるようにしたい。27年度に初めて、オリジナル飴の販売に取り組み、28年度は前年の2倍である1,400個仕入れ、完売となった。オリジナル飴の袋には、愛の手運動についての理解を広めるためのカードを封入するなど、広報の手段としても有効であり、29年度はさらに多く仕入れられるように業者と交渉していく。1月9～11日開催。

他の商品についても、愛の手運動のチラシや里親開拓イベントなどのチラシなどを商品を入れる袋に同封しており、広報活動としての効果も大きい。

## V. 研修活動

#### 【職員研修の充実】

ソーシャルワーカーとしての知識や技術の向上のため、各種研修会に可能な限りの参加したい。

## VI. 相談事業の充実

#### 【愛の手相談室・血のつながりのない親と子のためのホットライン】

里親、養親、継親からの養護相談や養育相談に応じている。思春期を迎えた養子達の問題や、養親子関係上の相談等の他、子どもの成長とともに起こるルーツ探しの相談等、縁組後のアフターケアの相談もある。

06-4304-1085 月～金曜日（祝日除く）11:00～17:00

#### 【APCC相談室（思春期妊娠危機センター）】

昭和63年1月に開設し、相談件数はかなり減っているが、行政の相談リーフレット等に掲載されているため、継続していく必要はある。電話相談が中心になっている。今後も妊娠のケースを中心にして、相談活動を充実させたい。

06-6761-1115 月～金曜日（祝日除く）10:00～17:00

## VII. 調査研究活動

#### 【真実告知アンケート調査の分析、報告書の作成】

7年に行った「特別養子縁組成立家庭アンケート調査報告書」の中で、真実告知について調査した。17年には生殖補助医療での第三者からの提供における不妊治療に関する「子どもの知る権利」のための調査を行った。最近の傾向では、積極的に告知し

ようという養親がより増えているように感じられ、最近 10 年間に養子縁組が成立した養親を対象に 28 年度に調査を、日本財団の助成を受けておこなった。140 家庭を超える家庭から回答があり、その結果の分析を進め、両調査との比較検討をしたい。具体的にどのような告知がされたか事例についても記入してもらったので、事例集としても読めるようなまとめにしたい。

## Ⅷ. 「ふれあいの家」活動

16 年 3 月より、「ふれあいの家」を社会福祉法人そうそうの杜に貸与してきたが、27 年 7 月で返却された。28 年 7 月より、遠方在住で、子どもを迎えるための里親実習のために来阪する里親が逗留する拠点として活用している。これまで、茨城、長野、山形、北海道の 5 家庭が利用。今年度も、必要に応じて活用する。

## Ⅸ. 大阪府里親支援事業

28 年 6 月より、これまでの業務内容とはことなり、「養子里親支援機関事業」の委託を受けた。協会への委託事業としては、養子里親の開拓、支援と週末里親制度運営に絞られる。内容については、仕様書によれば以下のとおりであるが、このうち、(2)の研修内容については、養子縁組里親への研修の法定化にともない、再検討の予定である。

### 【養子里親支援事業】

#### (1) 養子里親の広報活動

「養子里親」を知ってもらうための広報啓発に加え、産婦人科医療機関との連携を行い、養子里親のターゲット層に対して、里親制度や養子縁組制度の周知に取り組む。

#### (2) 養子里親へのインテークと研修

児童相談所への問い合わせ、協会への問い合わせとともに 1 回目のインテークとして行う。インテーク後の資料は子ども家庭センターへ提出する。養親講座を認定前の研修に位置づけることになる。

(3) センターから里親委託を要する児童の照会を受け、児童に適した里親家庭を推薦  
養子里親委託を要する児童について、センターからの情報を受け、適切な里親を推薦する。センターが里親を指名する場合、協会が特定の里親を推薦する場合、愛の手を活用して申込みのあった家庭を推薦する場合がある。

#### (4) 児童と里親の引き合わせから委託後の里親家庭への支援

マッチング後、委託に向けた初面会から外泊等の調整や評価、委託時の立会い、委託後の家庭訪問をする。必要時には関係機関と連携する。委託後の里親サロンは J B クラブを活用する。

### 【週末里親事業の推進】

#### (1) 週末里親希望者への研修

週末里親希望者に対し、社会的養護を必要とする子どもを理解するため、施設見学や活動開始後に起きる具体的な問題についての研修を実施する。

27 年度より先輩週末里親の体験談を取り入れ、好評であったので、29 年度も研修のプログラムに体験談を取り入れる。

(2) 夏季および冬季2泊3日里親事業の継続

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員が配置され、里親や週末里親を必要とする子どもの掘り起しが徐々になされている。28年度も引き続き夏季および冬季2泊3日里親事業を実施し、家庭生活が必要な子どもの掘り起こしを行い、必要に応じて週末里親につないでいきたい。

(3) 週末里親懇談会

週末里親活動としての現状や課題を把握するため、年1回の週末里親懇談会を実施する。

(4) 登録里親向け研修への参加

週末対象となっている子どもは様々な課題を持っており、登録里親向けの研修にも参加できるよう、研修主催機関と連携して案内する。

## X. 生活資金・奨学資金貸付制度

愛の手運動を通して里親（養親を含む）に委託された子どものうち、委託解除後に、自立した生活に向けて就労の準備をしている者及び就労中の者、また、高等学校卒業後に専門学校や短期大学、大学等への進学を希望するが必要な学資を他からうけることが困難であると認められる者に対して、生活支援資金や教育支援資金を貸付ける。29年度も新たに借入れの申込みがあれば、その都度審査した上で決定し、貸付をおこなう。